

## 京都府立京都学・歴史館所蔵『諸位記備忘』

佐古愛己

はじめに

本稿は位記作成に関わる実態研究の基礎的調査を目的として、京都府立京都学・歴史館所蔵『諸位記備忘』（請求記号・特一一九二七一―二九八）を紹介するものである。

位記とは、位階を授与する際の辞令書で、飛鳥浄御原令の施行にともない持統三年（六八九）にはじめて発行された。位冠と併行しての採用であったが、大宝令施行の際、位冠を廃して位記に統一され、以後、明治にまで及ぶ。令制下の位記は、養老公式令に規定がみられ、勅授（五位以上）・奏授（六位以下）・判授（外八位及び初位）の三つの書式があった。弘仁九年（八一八）、嵯峨天皇の詔により五位以上の位記が「漢様」に改められ（『続日本後紀』承和九年十月十七日条）、令制の簡単な様式から唐の告身に倣った複雑なものへと変更された。その様式は『延喜内記式』に詳述されており、料紙・装丁などの規定も知られる。さらに神

位記式・僧綱位記式・僧尼位記式の三様も加えられた。

位記は、端書＋位記状＋中務以下の署判という三つの部分から構成される。位記状の部分は、『朝野群載』（一一三三年成立）・『雅頼卿次第』（一一八四年成立）・『柱史抄』（一二三二年成立）などによると、官職・身分に応じた例文があるものの、当人の出自・業績・人物などについて四字句をもって修飾した美辞麗句で新たに作文される場合があった。そのため位記を作成する大内記を輩出した菅原氏諸家（高辻・五条・唐橋・東坊城等）は、菅原為適の『位記書様』（東国立公文書館内閣文庫蔵）、東坊城長誠の『作進記録』（京都大学蔵）など、位記状の例文集を多く残している。なかでも東坊城聡長の『位記留』（早稲田大学図書館蔵）には文化・文政期に作成された位記が克明に記録されており、個別に作文された位記状の实例、位記発給に関わった上卿・職事、請印実施の少納言等の名が判明する興味深い史料である。

さて、本稿で取り上げる『諸位記備忘』は、本紙わずか一四丁ながら、内容が多岐にわたり、着色の位記指図を書き込んだ特徴

的な史料だと考え、取り上げこととした。奥書がないため詳細は未詳であるものの、表紙に記された「為政」との署名から、菅原氏五条家の傍流桑原為政(ためおさ)の手になる可能性が高いと推察される。

桑原家は五条権大納言為庸の四男長義を家祖とし、延宝期に成立した。正徳三年(一七一三)十月、長義は東山院より「子孫官位昇進可為本家並之由」を蒙り、翌年参議、その後、正二位権中納言まで昇り、式部大輔に任じられた。以後、子孫は文章得業生より出身し、大学頭・少納言を経て、大内記・文章博士・式部大輔に任ぜられ、正二位権中納言を極官とした。為政は正三位順長の子として文化十二年(一八一五)に誕生し、文政十年(一八二七)正月給穀倉院学問料、同三月元服、昇殿、文章得業生、同十一月賜試宣旨、献策、従五位下、同十三年正月従五位上、同十一月伊予権介、天保四年(一八三三)四月正五位下に叙せられた。その後、天保十年には従四位上、翌年三月十四日(立坊日)には東宮(孝明)学士となり、同十三年七月五日に大内記、同十一月正四位下、弘化元年少納言、同四年兼文章博士、嘉永二年(一八四九)従三位、安政元年(一八五四)正三位、慶応元年(一八六五)十一月二十八日に薨去した<sup>①</sup>。

### 【1】『諸位記備忘』の成立時期と特色

『諸位記備忘』には成立年が記載されていないため、記載内容から成立背景を探ってみた。

本書は「神位記之事」、「親王位記之事」、「入道親王位記之事」、「社司位記之事」、「武家位記之事」、「女房位記之事」、「堂上位記之事」、「僧位記之事」の八項目から成る。

「神位記之事」と「入道親王位記之事」には、それぞれ「某神名」、「入道無品何々親王」からはじまる位記の雛形が掲載されている。その中にみえる人物の署判から、天保十三年(一八四二)正月二十二日以降(甘露寺愛長の任左中弁、烏丸光政の任左大弁)、同年十二月十三日(九条幸経の任権大納言)までの間に実在する公家の官秩が記されていると判明する。

この時期で注目されるのは、同年七月五日に為政が大内記に補任された事実である。つまり、本書は大内記就任の前後に著されたと考えられよう。

また、文政から天保期の公家社会では、有職故実や学問に秀でた家々で、儀式書や漢書を読む勉強会が盛んに行われていた<sup>②</sup>。菅家一族も「一族会」と称する勉強会を月一回程度開催し、漢籍等を講読していたことが知られる。五条為定の日記『菅葉』天保六年十月二十四日条によると、

午後、依<sup>一</sup>一族会(貞観政要)、式部権大輔(高辻)以長、少納言(唐橋)在久朝臣、式部少輔(清岡)長熙、伊予権介(桑原)為政来集。四位(清岡)長材朝臣亦預之。右大弁(東坊城)聡長、菅三位(桑原)順長等依<sup>二</sup>所勞<sup>三</sup>欠席。( )内は筆者注

とみえ、当時二十一歳の為政も「一族会」に出席し、勉学に励んでいたことが窺える。かような環境や社会的背景も故実書等の作

成に影響を与えた可能性がある。

次に、『諸位記備忘』の特徴を簡略にみておきたい。本書には随所に問答形式の記載がなされている。例えば、「神位記之事」にある雛形中の「正四位下行大外記兼掃部頭助教中原朝臣師徳」や「左中弁愛長」などに朱線を引き、「此人服解ノ時ハ如何」と記し、さらに朱書で「服中載新大外記」や「服者除名」と記している類である。このように大内記就任前後に疑問を書き付け、それに対する答えを父順長など、大内記経験者に確認して、後日朱書にて校訂したと推察される。

そもそも位記は、『延喜式』にみられる形状から、殆ど変化させていない文書であることや、成巻してはじめてその機能が付与される、非常に珍しい文書と指摘されてきたが、東坊城和長の『内局柱礎抄』（上巻Ⅱ明応五年（一四九六）・下巻Ⅱ同七年）によると、位記装束（料紙・帯・軸の材質、日下の「下」の字の有無等）は、少なくとも戦国期には『延喜式』様式とは異なっていたことが明らかであり、現存する戦国期から近世初頭の位記からも確認される。<sup>4</sup>

ところが近世には再び延喜式様に復古しており、本史料は『内局柱礎抄』を多々引用するものの、位記の様式は概ね延喜式と同様である。ただし、「親王位記」とこれに准じる「入道親王位記」は戦国期の変化のままで、復しなかったとみられる（詳細は【表】を参照）。

本書の内容で注目される点としては、「武家位記之事」が比較

的詳細に記されている点、位記装束に関すること以外にも、請印や位記を持参する際の人員や心得、服装などに関する記述が散見することなどが指摘できる。

例えば、「神位記之事」に関して、「一、於神位之事ハ二夜三日之潔齋ヲ構ル事。但上卿ヨリノ下知ニモシ明日中ニ神位記執奏家ル可差出杯トアレバ、即時ニ沐浴シテ潔齋ヲナスベシ。モシ兩三日程ノ余日アレバ二夜三日ノ神齋ヲ構ヘテ可ナリ」と内記が「二夜三日之潔齋」を要していたこと、緊急の場合は「即時ニ沐浴シテ潔齋」するという具体的な注意事項が記されている。

また、「武家位記之事」にみえる、「一、件位記ハ必ス武家伝奏誰亭へ可付旨、上卿ヨリ下知アルユへ其伝奏亭へ尋ヌル事アリへ某武家何ノ位ニ叙セシハ推叙否ヲ尋ヌル也。推叙トアレバ無録ノ位記ト心得、推叙ニテハナシトアレバ、有録ト心得ル也。且其武家ノ称号官名モ尋ヌル事也」から、「推叙」か否かで、録の有無が生じたとする点も興味深い記述である。

一方、東坊城聡長の『位記留』のように、近世の菅家一族の多くが記した「位記状」に関する新作文の記録が、本書には全く記されていないという点に留意したい。つまり、成立時期の詳細は後考を俟ちたいが、本書は為政の大内記就任直前、もしくは就任後間もない頃の成立であることを明示していると解されよう。

本史料の閲覧、写真頒布、および翻刻と掲載に際して、京都府立京都学・歴史館に便宜を得た。謝意を記したい。なお、歴史館には「為政學問料留并元服一件等―文政十年正月二月三月」と題

する史料も所蔵されている。

【注】

- (1) 橋本政宣編『公家事典』(吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (2) 佐竹朋子「学習院学問所設立の歴史的意義」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』二二、二〇〇三年)。
- (3) 黛弘道「位記の始用とその意義」(ヒストリア)一七、一九五七年)、上島有「成巻して発給された文書―位記について―」(『日本史研究』三四五、一九九一年)。
- (4) 佐古愛己「第四五回日本古文書学会大会研究発表レジュメ」中世叙位制度の展開と叙位関係文書―位記・口宣案を中心に―(二〇一二年九月)、遠藤珠紀「足守木下家文書に残る三通の位記の再検討―天正一三年の秀吉の昇進と公卿たち」(『日本歴史』七七八、二〇一三年)、遠藤珠紀「史料編纂所新収『楽家多氏文書』の紹介」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』六三、二〇一三年)、長村祥知「中世風の位記―『菊亭家文書』寛永五年正月藤原宣季叙正二位位記」(『朱雀―京都文化博物館研究紀要』二五、二〇一三年)など。

【解題】

京都府立京都学・歴彩館所蔵『諸位記備忘』(請求記号・特一九二七―二二九八)は、縦二二・九×横一六・六cmの大和綴じで、本紙は袋綴じ一四丁。表紙は本紙と同様の料紙からなり、中央に打付書の外題「諸□(位は欠損)記備忘」の題目と、右下に「為政」との署名がある。奥書などはみられない。

【翻刻凡例】

- 一、字体は基本的に常用漢字を用いた。
- 一、校訂にあたって、本文中に句読点と並列点(・)を加えた。
- 一、字配りは原本のものを尊重するように努めたが、細字部分の体裁は、組版の都合により改めた場合がある。
- 一、傍注に挿入記号がある場合は、書き入れるべき場所に※を入れ、傍注は【※】のように記した。

- 一、尊敬を表す闕字は、これを存した。文字の欠損は□を入れ、欠損部分が類推できる場合は( )にて補った。

- 一、位記書様が彩色の指図で記されているところは(図1)(図2)と記した。指図に関しては、図版を掲載したものもある。適宜参照されたい。

- 一、本文中に使用した記号は以下の通り。

- 〈 〉内は割書き、「」は頁区切り、( )内は筆者注、【 】は傍注、**【網掛け】**は朱書傍注を示す。また、位記の雛形に付された挿入記号と脚注は、書き入れるべき場所に(※1)を入れ、脚注は(注1)のように示した。

【翻刻】

(表紙)

諸□(位)記忘備

為政

【表】位記装束

史料	対象	料紙	標（表紙）	帯	軸
『延喜式』第12内記 『柱史抄』上私記	神位記三位已上	縹紙	緑標	雑綺帯	黄楊軸
	親王位記	白紙の表 白の呉綾の裏	紫の羅の標 緑の綾の裏	雑綺帯	赤木軸
	三位已上	縹紙	緑標	雑綺帯	黄楊軸
	五位已上	白紙	白標	帛帯	厚朴軸
『江家次第』	神位記三位已上	縹紙	緑標	雑綺帯	黄楊軸
	親王位記	白紙の表 白の呉綾の裏	紫の羅の標 緑の綾の裏	雑綺帯	赤木軸
	三位已上	縹紙	緑標	雑綺帯	黄楊軸
	五位已上	白紙	白標	帛帯	厚朴軸
『内局柱礎抄』	神位記三位已上	緑紙（青紙）	同紙標	白紙紐（標紙）	檜木軸
	親王位記	緑紙	白綾標 裏紫（表白梅花也。 裏紫薄絹也）	雑綺帯（常時如経師之所用之紐。但有善悪也）	赤木軸（用蘇芳也）
	三位已上	緑紙（青紙）	同紙標	白紙紐（標紙）	檜木軸
	四位已下	紙屋紙（宿紙）	標同紙	白紙紐（標紙） （於帯軸等者、同公卿）	檜木軸
『諸位記備忘』	神位記之事	緑紙	緑紙	雑綺帯	黄楊軸
	親王位記之事	緑紙	白綾標（表梅花ノ紋。裏紫平絹）	雑綺帯	赤木軸（蘇芳）
	入道親王位記之事	緑紙	白綾標（表梅花ノ紋。裏紫平絹）	雑綺帯	赤木軸（蘇芳）
	社司位記之事 ①四位・五位 ②上階（三位以上）	①白紙 ②緑紙	①白標 ②緑紙	①白生絹帯 ②雑綺帯	①厚朴軸 ②黄楊軸
	武家位記之事 ①四位・五位 ②上階（三位以上）	①白紙 ②緑紙	①白標 ②緑紙	①白生絹帯 ②雑綺帯	①厚朴軸 ②黄楊軸
	女房位記之事	「式位記トコトナル事ナシ」			
	堂上位記之事	「式位記也」			
	僧位記之事	「僧都以上准三位、律師准五位」			

※本表は、佐古愛己「第四回日本古文書学会大会研究発表レジュメ「中世叙位制度の展開と叙位関係文書一位記・口宣案を中心に」」（2012年9月）「資料編」記載の表に一部加筆したものである。

- ・『延喜式』第12内記：10世紀成立。
- ・『江家次第』：大江匡房著、12世紀初頭成立。
- ・『柱史抄』：藤原孝範著、貞永元年（1232）成立。
- ・『内局柱礎抄』：東坊城和長著、明応5年（1496、上巻）・明応7年（1498、下巻）成立。
- ・『諸位記備忘』：桑原為政著、天保13年（1842）成立カ。

(本文)

神位記之事

【※何ノ神何ノ位ヲ奉ラル位記也】

一、可作 ※神位記之旨、従上卿有下知(以御教書被告)者則為

尋其神之靈驗馳于書執奏家(吉田家之執奏ナレバ其家、白川家

【白川ノ事】

之執奏ナレバ其家、其神之儀執奏之家々へ尋フナリ。直書ヲ以  
其家ノ主人へ尋ル方然リ(多ハ吉田家ノ執奏ノ社也)。

而以其靈驗之趣作袖書之文(此文四句之対也。四言四句モアリ。  
五言四句モアリ。四六ノ句モアリ)。

【二卷ノ】

一、奥端等二書ニ神名ヲ一ニハ従上卿下知之通ヲ書認ルガ故実也。

(何々大明神、或ハ何々神社、或ハ何々大明神社、或ハ何々ノ  
社抔等アリ。何レモ上卿ヨリ下知之通ヲ位記ノ面ニ書付也)。

【※多ハ正一位也】

一、神位記装束之様多ハ公卿之※位也。ヨリテ緑紙(表紙モ同紙  
也)。

黄楊軸ツゲノ雜綺帶クサクカンバタノ等ヲ用ユ。ヒナ形左ニ記ス。

(図1・図版参照)

一、神階ニハ式位記ヲ用ユ。」

一、神位宣下之日ニ当リ、位記ニ書載之人々服解之輩有レ之ハ、  
差別之事アリ。

(図2・神位記の雛形(左))

某神名(※1)	右可某位	中務(※2)	宣授
極位用表神明	主者施行	某年某月某日	二品行中務卿韶仁親王(※3)
正四位下行中務大輔臣卜部朝臣行学(※3)	正四位下行中務少輔臣藤原朝臣随资(※3)	正二位行権大納言臣	正二位行
正二位行権大納言兼右近衛大将臣(※4)	家厚	輝弘	正二位行
正二位行	正二位行	正二位行	正二位行
正二位行	正二位行	正二位行	正二位行
正三位行権中納言兼左近衛権中将臣幸経等言	制書如右請奉	制付外施行謹言	某年某月某日
制可	月日辰時正四位下行大外記兼掃部頭助教中原朝	臣師徳(※5)	

【※1】是上卿ヨリ  
下知之通ヲ書載ル  
也。

【※2】是袖書也。

某神之靈驗ヲ以テ文  
ヲ作ル也。依テ非例  
文也。

此文体総而六句ニナ  
ル。六句トモ同韻ヲ  
用ユ。但シ下ノ二句

他ノ韻ヲ用ユルア  
リ。是ハ其文其韻ノ  
様子ニヨルベキ事。

主者施行ノ句ハ無論  
歟。

【※3】此三人之内、  
老人或二人或三人ト  
モ服解中ノ時ニ当レ  
バ如何。

【卿ノ服中除名】

【大藏輔ハ載権官】

【※4】大中納言ノ  
中服解ノ輩有バ如何

【服者除名】

【※5】此人服解ノ  
時ハ如何

【服中載新大外記】

左中弁愛長（※6）

関白太政大臣従一位朝臣（※7・※8）

従一位行左大臣朝臣

従一位行右大臣朝臣

従一位行内大臣兼東宮傅朝臣

式部卿 闕

正三位行式部大輔為定

正四位上行左大弁兼春宮亮光政

告某位某神名奉（※9）

制書如右符到奉行（※9）

正五位下行式部少輔兼備中守義脩

大録常久

少録

某年某月某日

（※6）此人服解ノ時ハ如何

【服者除名】

（※7）是ヨリ已下

少録ニ至マテ服解ノ輩有ハ如何

【大臣ノ服者除名】

【其他ノ服者除名】

【但大蔵輔服者ノ時

載権官】

（※8）是ヨリ已下

字数相連ル揃時ハ行

ノ長短甚シ。不苦歟。

但字数ノ多少ヲ見計

リテ長短不甚様々認

レバ如何。両様疑

惑。」

（※9）此ニ行短ク

認ル方宜歟

【如何様ニテモ不苦】

【※順番ノ人ノ事也】

務へ切紙ヲ以テ何日何剋神位記請印於※何少納言亭ニテ催ア

【※中務省 少内記 召使等事也】

ルベク事ヲ告ク（一紙連名也）。次※地下之輩へハ請印之時

剋ヨリ半時早ク告。（少内記へハ何日何剋神位記御用ニ付、

出頭可有之旨、召使へモ同ク下知ス。中務省へハ何日何剋神

位記請印何少納言亭ニ於テ催有二付、其亭へ可出頭旨令下知

也。何レヘモ使ノ者ヨリノ切紙ヲ差出ス事。半時早トハ請印

ノ時刻申剋ト少納言両中務等へ告レバ、地下ノ輩へハ未半剋

ト下知スル也。於神位記ノ事ハ少内記ハ衣冠、召使ハ狩衣ニ

テ出頭スル也。

【※執奏家ノ事也】

一、請印之事相済、件位記※何亭へ可持参旨ヲ告ル事。」

親王位記之事

一、親王之位ヲ記作ルベク由上卿ヨリ下知之様。

一、叙品ナレバ無品何々親王三品ニ可ストアリ。加階ナレバ三品

何々親王二品ニ可ス。或ハ二品何々親王二品ニ可ストアリテ、

其位記ヲ作りテ何日何剋迄ニ其親王之亭へ可持参旨有下知。

【※何日親王位記アルト云事也】

モシ急速之時ニハ奉行ノ職事ヨリ、※其旨ヲ被告へ可参 内

旨音信アリテ面会ニテ口ツカラ云告也。其時ニ至リテ上卿

ヨリ有下知事。」

【※中務大輔同少輔ノ事也】

言へ同紙ヲ以何日何一剋神位記請印催之事ヲ告ゲ并ニ※両中

一、親王之位記ハ大内記持参ノ事ナレバ、少内記ハ不召寄（但覽  
 宮ハ少内記方ニテ借用之事也）。召使ヲ具ス。或ハ使部ヲ具  
 スルモアリ。（此儀必トスルニアラズ。具スル時モアリ。不  
 具時モアリ。位記持参之日、其親王亭ノ時宜ニ任ス事也）。  
 モシ使部ヲ具スル時ハ、何日何剋親王位記御用アルニヨリ、  
 使部一人某日某剋可来、可有催旨大外記方ヘ下知スル也。  
 一、召使ヲ催スノ時、件位記親王亭ヘ自ラ持参之旨并束帶歟。或  
 ハ衣冠單歟。両様之内治定ノ衣袴之趣ヲ（持参ノ大内記ノ衣  
 袴也）告ル事也。」

一、位記持参之節、大内記衣袴之事ハ、束帶歟。  
 衣冠單歟。両様アリ。其時ノ時宜ニ任スベキカ。

一、件位記請印之事ニ付少納言両中務并地下之輩ヘ之通達之様、  
 他ノ位記請印催之節ニコトナラズ。

一、於親王ハ以三品為叙品（入道親王之位ニコトナリ）。  
 一、於親王モ式位記ヲ用ユ。位記装束ノ様左ニ記ス。

緑紙袖ハ白綾（梅花ノ紋アリ）之表紫平絹ノ裏雜綺帶※赤木  
 軸等也。」

（図3・図版参照）

一、※叙品之位記ニ袖書例文ヲ用ユルアリ。或新作ノ文ヲ用ユル

モアリ。※如何。※加階之位記ニハ必新作ノ文ヲ用ユル事也。

【※蘇芳ノ事也】

【※三品ノ事】

【※近来必用例文】【※三品ヨリ以上ノ位記也】

一、式位記ノ様、前神位記ノ処ニ委シク記ス。依テ更不書載。

入道親王位記之事

一、入道親王ハ以二品為叙品。袖書必新作ノ文ヲ用。」

一、件位記ハ治部省ノ位記故歟。治部位記ト称シテ治部卿※已下  
 ヲ載ス。他ノ位記ノ如ク奉行ニ中務三人トモ載レドモ、袖書

ノ始ニハ※中務ノ二字ヲ不載。勅ノ一字ヲ載テ其文ヲ書也。

関白三公大中納言等ノ位署ナシ。書様他ノ位記トコトナリ。  
 但装束ハ俗親王ノ位記ト同シ。

（図4・入道親王位記の雛形（左））

<p>（※1）入道無品何々親王          右可二品          勅・          ・          ・          主者施行。          某年某月某日          二品行中・          正四位下行中          正四位下行中          奉          勅如右牒到奉行          某年某月某日</p>	<p>可依前件          韶仁親王 宣          行学 奉          随資 行</p>
<p>（※1）加階ノ時ハ          入道二品何々親王          右可一品トノスルカ</p>	

【※同大輔同少輔等ノ事也】



正三位行治部卿久雄」  
從四位下行治部大輔惟和  
正四位上行左大弁兼春宮亮光政  
告入道何品何々親王奉  
勅如右符到奉行

大録氏明  
少録  
少録  
某年某月某日

一、件位記モ其宮ニ可持参之旨下知アルナリ。持参之儀ニ付テハ、親王位記持参之節ト同キ歟。如何。

一、件位記請印催之事并地下之輩へ下知等之事。親王位記之節ト同キ歟。如何。

一、親王并入道親王等之位記ニハ陣ニテ 宣下※其所ニテ請印之事アリ。※其節之心得（始末トモ）如何。  
【※内記不算（参）其事。】

内記参陣奉仰詞之後、与奪于少内記不算（参）請印之事

【※於軒廊】

社司位記之事

一、社司位記ハ式位記ヲ用ユ。其書様他ニ用ユル※位記之体トコトナル事ナシ。仍テ端ヅクリ斗記ス。総テ例文ヲ用ユ。

【※式位記ノ事】

【叙爵ノ時】

某姓某尸某名

右可某位

一、件位記装束左ニ記ス。

（図5・別紙参照）

一、件位記請印催并地下等へ令下知他ノ位記請印催ノ節トコトナル事ナシ。

【加級ノ時】

某位某姓某尸某名

右可某位

一、社司※モシ上階ノ位記※有ル時ハ袖書ハ新作ノ文ヲ用ユル歟。且端作奥等ニ尸ハ載セザル歟。如何。」

【※ト雖モ三位以上】

【※ニハ緑紙ヲ用ヒ】

武家位記之事

一、武家位記ハ兵位記ヲ用ユ。其書様式位記トコトナル事ナケレドモ、少シ違ウ所アリ（式位記ニ式部ヲ載スル所、兵位記故兵部ヲ載セ（ママ）スル。※其違斗也）。

【※左弁ヲ右弁ニカフ】

一、件位記ノ装束モ社司ノ位記モコトナル事ナシ。但三位以上ノ位記ニハ他ノ公卿ノ位記ト同ジク、緑紙黄楊ノ軸雜縹ノ帯等ヲ用ユル也。

一、件位記三位ヨリ已下ニハ例文ノ袖書ヲ載。但新作ノ文ヲ載スル事モアリ。如何。」

一、件位記三位已上ニハ必新作ノ袖書ヲ載スル事ナリ。

一、件位記三位ヨリ已下ノ卷ニハ必小札ヲツク。三位已上ニハ小

札ヲツケザル也。小札ノ様左ニ記ス。

是ヒモヲ

トヲス

【※此紙モ位記ノ紙ト同シ。】

穴也。  
 位記  
 ノヒモ

|| ※  
 (穴)  
 某位某姓某尸某名  
 某称号某名

ニトラス也。

一、件位記ハ必ス武家伝奏誰亭ヘ可付旨、上卿ヨリ下知アルユヘ其伝奏亭ヘ尋ヌル事アリ（某武家何ノ位ニ叙セシハ推叙否ヲ尋ヌル也。推叙トアレバ無録ノ位記ト心得、推叙ニテハナシトアレバ、有録ト心得ル也。且其武家ノ称号官名モ尋ヌル事也。）」

一、件位記ニモ請印催并地下輩等ヘ令通達他位記請印ノ節ニコトナル事ナケレドモ、武家位記ニハ少内記ハ預ザルユヘ御用ナシ（少内記ハ催スニ及バザル也。）」

一、武家（大名・高家・旗本等也）之輩数人毎年二月ノ始比ニ位記ヲ請クル事アリ。此位記ハ数卷ノ事故、已前（某年ノ正月末比迄ニ預書設進也。総而叙爵ユヘ其武家数人ノ官名称号等尋テ件位記調進事也。）。総而調進例ノ時節ニ至リテ、近々上卿ヨリ下知アリ。仍テ来何日武家位記総テ請印之事、少納言・両中務并地下ノ輩等ヘ通達ノ事（武家ユヘ少内記ハ下知ノ事ナシ。）」

夫々通達ノ切紙書様他時請印催之節トコトナル事ナケレドモ、只総ノ一字加ユル斗也。

一、件位記総テ請印ノ節ハ大内記モ請印ノ亭ヘ行向フ。※其時ノ心得如何。  
【※但位記持參之姿歟。今ハ使少内記指尙大内記ハ預祝詞而已】

一、武家位記ノ卷ニ小札ヲツケシ様左ニ記ス。  
 (図6・別紙参照)

【小札ニヒモノトヲリ様何レノ方可然歟】

女房位記之事

一、女院・内親王・女御・宮女等之位記、式位記ニテ書様他ノ式位記トコトナル事ナキカ。如何。

一、件位記端作左ノ通歟。如何。

【叙爵ノ時】

無位某姓某尸【※実名】何子

【加級ノ時】

某位某姓某尸何子

右可某位

右可某位

一、件位記三位已上ニハ左ノ通歟。如何。」

某位某姓某尸【ミセケチ何子】是モ公卿ノ位階ユヘ、尸ハ不載歟。如何。」

右可從三位

一、件位記請印催之節、夫々通達杯之事他ノ位記請印催之節トコトナル事ナキカ。如何。

一、件位記一卷ノ調様ハ如何。

堂上位記之事

- 一、堂上之位記ハ袖書必新作ヲ載スル歟。如何。【依人品用例狀歟。】
- 一、件位記請印催、夫々之下知等他ノ位記ノ節ノ通歟。如何。

【柱礎鈔ニアル儘】

- 一、大臣・参議已上・散三位（散二位）・致仕・秀才・紀伝・明経・明法・算博士・書博士・音博士・陰陽・天文・曆・漏・医・春亮（宮カ）亮
- 循吏等之位記アリ時ハ※万端心得如何。

【※位記ノ書様并請印催等ノ事也。書様請印催等之事如常。式位記也】

- 一、右等之位記袖書※必新作歟如何。

【※例状見于柱史抄】

贈位記之事

- 一、贈位記之端作ハ左之通歟。如何。

【何子】

故某位某姓某戸某名 故某位某姓某戸某名

右可贈某位 右可贈某位

- 一、奥ノ書様ハ端作ニ准スル歟。如何。」

- 一、公卿之位記ニハ戸ヲ不載ト鈔ニアリ。其通りノ心得ニテ可然歟。如何。」

【※可為辭官歟。可依時宜。】【※同上】

- 一、神位記アル時、請印催之事※少納言（三人）・※中務（四人）

【※代官出頭】

※少内記（二人）・中務省・※召使（二人）総テ服中之時ハ心得如何。

- 一、何位記ニテモ少納言三人或中務正權官トモ有障時、有請印之事者如何。其時伺定于執柄而可。」

- 一、僧侶之位記アル時ハ心得如何。〔未被再点之間、暫閣之〕

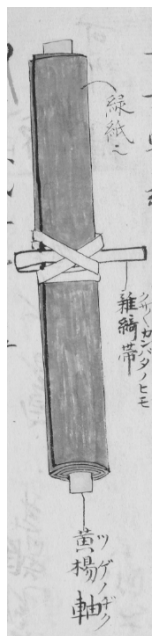
〔但於書体ハ同于入道親王位記。〕

〔柱礎鈔云、僧都以上准三位、律師准五位。〕

（以上）

京都府立京都学・歴彩館所蔵『諸位記備忘』掲載の「位記」図版

（図1・「神位記」の図）



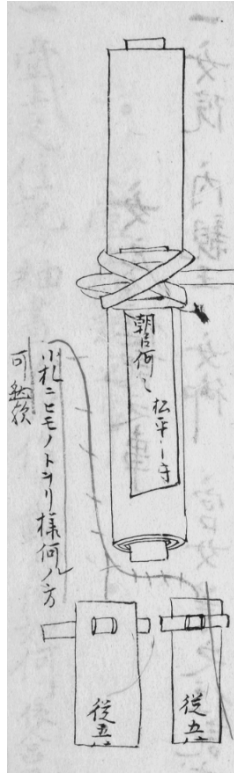
〔図3〕「親王位記」の図



〔図5〕「社司位記」の図



〔図6〕「武家位記」の図



キーワード：位記、大内記、桑原為政、菅原氏、天保

〔付記〕

本論は、科研費JSPS17K03079（研究代表者：佐古愛己）の助成を受けた研究成果の一部である。